

別記様式第一

宅 地 開 発 事 業 計 画

- 1 宅地開発事業の名称
- 2 宅地開発事業の目的
- 3 事業区域の位置
 - (1) 事業区域内に含まれる地域の名称
 - (2) 事業区域の自然的及び社会的条件
 - ① 自然的条件
 - ② 社会的条件

4 事業区域の規模

| | |
|----------------------|--|
| 事業区域の面積 | |
| 都市計画区域内に含まれる事業区域の面積 | |
| 市街化調整区域内に含まれる事業区域の面積 | |

5 宅地開発事業の実施方法

6 宅地開発事業の実施時期

| | | |
|----------------------|-------|-------|
| 事業区域内の土地の取得 | 年 月から | 年 月まで |
| 宅地の造成及び公共施設の整備に関する工事 | 年 月から | 年 月まで |
| 造成宅地等の処分 | 年 月から | 年 月まで |

7 宅地開発事業に関する資金計画

| 科 目 | | 金 額 |
|--------|-----------------------|-----|
| 収 入 | 処 分 収 入 | |
| | 住 宅 地 処 分 収 入 | |
| | 公 共 施 設 用 地 処 分 収 入 | |
| | 公 益 的 施 設 用 地 処 分 収 入 | |
| | 業 務 施 設 用 地 処 分 収 入 | |
| ○ | ○ | ○ |
| | 計 | |
| 支 出 | 用 地 費 | |
| | 工 事 費 | |
| | 事 務 費 | |
| | 借 入 金 利 息 | |
| | ○ | ○ |
| | 計 | |

8 住宅、公共施設、公益的施設又は業務施設の用に供する土地の配置、規模その他の良好な居住環境を形成するために必要な事項

(1) 設計の方針

- ① 基本方針
- ② 住宅地
- ③ 道路用地
- ④ 公園・緑地・広場用地
- ⑤ その他公共施設用地
- ⑥ 公益的施設用地
- ⑦ 業務施設用地

(2) 土地利用計画

| 土 地 利 用 | | 面 積 | 構成比率 | 備 考 |
|----------------------------|---------------------|-----|------|-----|
| 住 宅 地 | 戸 建 住 宅 地 | | | |
| | 共 同 住 宅 地 | | | |
| 計 | | | | |
| 公 共 施 設 用 地 | 道 路 用 地 | | | |
| | 公 園 ・ 緑 地 ・ 広 場 用 地 | | | |
| | 河 川 ・ 水 路 用 地 | | | |
| | そ の 他 公 共 施 設 用 地 | | | |
| 計 | | | | |
| 公 益 的 施 設 用 地 | | | | |
| 業 務 施 設 用 地 | | | | |
| 合 計 | | | | |

(3) 公園、緑地等の面積が事業区域の面積に占める割合

| 土 地 利 用 | | 面 積 | 公園、緑地等 の面積 | 構成比率 |
|----------------------------|---------------------|-----|---------------|------|
| 住 宅 地 | 戸 建 住 宅 地 | | | |
| | 共 同 住 宅 地 | | | |
| 計 | | | | |
| 公 共 施 設 用 地 | 道 路 用 地 | | | |
| | 公 園 ・ 緑 地 ・ 広 場 用 地 | | | |
| | 河 川 ・ 水 路 用 地 | | | |
| | そ の 他 公 共 施 設 用 地 | | | |
| 計 | | | | |
| 公 益 的 施 設 用 地 | | | | |
| 業 務 施 設 用 地 | | | | |
| 合 計 | | | | |

(4)高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮した公共施設の整備方針

(5)人口計画

| 住宅形式 | 面積 | 戸数 | 一戸当たり人口 | 人口 |
|---------|----|----|---------|----|
| 一戸建ての住宅 | | | | |
| 共同住宅 | | | | |
| 計 | | | | |

9 造成宅地の処分に関する事項

(1) 処分計画

| 年度 | 住 宅 地 | | | | | | 公益的施設 用地面積 | 業務施設 用地面積 | 合 計 |
|-----|-------|----|-------|----|----|----|---------------|--------------|-----|
| | 戸建住宅地 | | 共同住宅地 | | 計 | | | | 面 積 |
| | 面積 | 戸数 | 面積 | 戸数 | 面積 | 戸数 | | | |
| ○ ○ | | | | | | | | | |
| ○ ○ | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |

(2) 処分価額

造成宅地の処分価額は、近傍同種の宅地の価額と均衡を失しないよう定めるものとする

10 宅地開発事業者に関する事項

(1) 氏名又は名称

(2) 住所

(3) 宅地建物取引業法に基づく免許 免許種別 免許番号 免許取得年月日

11 主要な公共施設の概要

| | |
|------|-------------|
| 整備方針 | |
| 整備主体 | |
| 規 模 | |
| 整備時期 | 年 月から 年 月まで |

12 その他必要な事項

備考

- 1 「事業区域内に含まれる地域の名称」は、都府県、郡、市、区、町村、大字及び字をもって記載すること。
- 2 「事業区域の規模」、「土地利用計画」、「公園、緑地等の面積が事業区域の面積に占める割合」、「人口計画」及び「造成宅地の処分に関する事項」における面積は、ヘクタール、「主要な公共施設の概要」における規模はヘクタール又はメートルを単位とし、少数点以下第1位まで記載すること。
- 3 「宅地開発事業に関する資金計画」における金額は、百万円を単位として記載すること。
- 4 「土地利用計画」における構成比率及び「公園、緑地等の面積が事業区域の面積に占める割合」の割合は、パーセントを単位とし、少数点以下第1位まで記載すること。
- 5 「土地利用計画」の戸建住宅地の備考欄には、宅地の平均面積、最大面積及び最小面積を平方メートルを単位として記載し、共同住宅地の備考欄には、共同住宅ごとに敷地面積（単位は平方メートルとする。）に建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度を乗じて得た数値を住宅の戸数で除して得た数値のうち、最小のものを記載すること。
- 6 「主要な公共施設の概要」は、法第3条第2項の宅地開発事業計画に該当する場合に記載すること。この場合において、1の「宅地開発事業の名称」から10の「宅地開発事業者に関する事項」まで及び12の「その他必要な事項」は、宅地開発事業ごとに記載すること。
- 7 「その他必要な事項」は、法附則第3条の規定の適用される現に実施中の宅地開発事業にあつては、当該宅地開発事業の事業区域内の土地で宅地の造成又は公共施設の整備に関する工事に着手していないものの面積の合計を記載すること。
- 8 宅地開発事業計画の変更の場合にあつては、変更に係らない事項についても記載し、かつ、変更に係る事項については、変更後の記載内容の下段に変更前の記載内容を赤色で併記すること。